

**暴風警報  
暴風雪警報** 及び **特別警報発令時等における処置について**

このことについて、下記のように対応しますので、ご理解のうえ、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

記

- 1 午前6時30分の時点で暴風警報・暴風雪警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、レベル5大雨特別警報、大雪特別警報、レベル4大雨危険警報、レベル5河川氾濫特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル4河川氾濫危険警報、レベル4土砂災害危険警報、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されている場合

◎生徒は登校しません。（自宅待機）

※警報は市町ごとに発令されます。「亀山市」テレビやラジオでは、地域の名称を用いて放送する場合があります。

- 2 午前11時までに1の警報等が解除された場合

◎13時25分より授業を始めます。

※授業の用意は当日の第1限と第2限の教科を準備します。

※自宅で昼食を済ませてきてください。

※ただし、登校に支障がある場合は、各家庭の判断で登校を一時見合わせるなどの措置をとってください。その場合は、各家庭より学校に連絡をしてください。

- 3 午前11時になっても1の警報等が解除されない場合

◎休校となりますので、登校しません。

- 4 始業後に1の警報等が発令された場合

◎原則として直ちに授業を中止し、安全が確認されしだい速やかに生徒を帰宅させます。

※この場合、状況に応じて学校の指導による集団下校など、臨機応変に対応します。

※ただし、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、安全な場所に待機させ、保護したうえで、家庭と緊密な連絡をとり合います。

5 注意事項

- ①暴風警報の地域的差異、学校のおかれている諸条件からみて、上記の措置が学校運営上著しく不適切なときは学校長の判断により、その都度適切な措置を講じます。予報等によっては前日に連絡をする場合もあります。
- ②大雨洪水警報が発令された場合でも、地域の実情により明らかに危険が予想される時は、暴風警報発令に準じて対応する。各家庭の判断で登校を一時見合わせるなどの措置をとってください。その場合は、各家庭より学校に連絡してください。